

会長	事務局長	主査	係

大府市農業委員会
第668回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、第668回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和3年5月20日

大府市農業委員会

会長 久野 一弘

大府市農業委員会総会議事録

・開催日時 令和3年5月20日（木） 午後3時～3時30分

・開催場所 大府市役所5階 全員協議会室

・出席委員

（農業委員）

副会長

12番 深谷 勝義

委員

1番 近藤 武

2番 服部 啓子

3番 濱島 守

4番 本田 貴士

5番 鈴木 広子

6番 竹内 敬三

7番 相羽 誠二

10番 成田 正彦

11番 加古 春久

（農地利用最適化推進委員）

14番 浅田 勲

15番 大嶋 英二

16番 加古 俊治

17番 鈴置 省悟

18番 深谷 幸子

19番 山口 茂樹

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程 (第 6 6 8 回)

令和 3 年 5 月 2 0 日

日 程	議案 番号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	1
2	報告 1	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について	2
3	報告 2	農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について	3
4	報告 3	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について	4
5	報告 4	農地改良届出について	5
6	議案 1	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について	6
7	議案 2	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農業委員会の決定について (利用権設定)	7

・ 農業委員会事務局職員

事務局長 伴 則幸
 事務局 増田 貴行
 事務局 松下 景美

(深谷勝義 議長)

ただいまから第668回総会を開会いたします。総会の定足数について、事務局より報告願います。

(伴則幸 事務局長)

総会の定足数につきまして、ご報告いたします。

農業委員会の在任委員13名中10名の出席で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員6名全員の出席をいただいております。

なお、8番・深谷英一委員、9番・神谷委員、13番・久野委員から、欠席のご連絡をいただいております。

(深谷勝義 議長)

議事日程の1番、会議書記の指名を行ないます。本日の会議書記には農業委員会事務局の増田貴行氏と松下景美氏を指名いたします。それでは、議事に入ります。まず報告事項を、事務局より説明をお願いします。

(伴則幸 事務局長)

日程第2、報告第1号『農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について』

日程第3、報告第2号『農地法第3条の3の規定による届出の受理について』

日程第4、報告第3号『農地法第18条第6項の規定による通知について』

日程第5、報告第4号『農地改良届出について』併せて、ご説明いたします。

報告第1号『農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について』であります。市街化区域内において権利設定・移転の伴う農地転用で、議案書1ページから3ページの計8件です。田2筆、畑11筆、転用面積は、4,106.33㎡です。転用目的は、住宅、工場及び資材置場です。局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

報告第2号『農地法第3条の3の規定による届出の受理について』であります。農地を相続により取得した場合に届出していただくもので、議案書4ページの計2件、3筆、816㎡の届出がありました。局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

報告第3号『農地法第18条第6項の規定による通知について』であります。農地又は採草放牧地の賃貸借の合意による解約通知で、議案書の5ページの2件、2筆、2,510㎡の届出がありました。局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

報告第4号『農地改良届出について』であります。農地を嵩上げ、場合によっては切土して、農地として利用されるもので、議案書の6ページの計2件、田9筆、4,072㎡の届出がありました。大府市農業委員会農地改良届出に関する指導要綱の適用範囲及び基準のすべての項目に適合しておりましたので、局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

以上で説明を終わります。よろしくご審議願います。

(深谷勝義 議長)

ただいまの報告第1号から第4号について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(深谷勝義 議長)

質問、意見等がないようです。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

日程第6、議案第1号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』3件を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

(伴則幸 事務局長)

議案第1号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』であります。市街化調整区域内の権利設定・移転の伴う農地転用で、議案書の7ページの愛知県知事の許可案件、計3件です。

1番の案件は、購入する住宅と一体利用するために駐車場を整備する目的で転用するものでございます。農地区分は、住宅等、その他の事業用施設、公共施設、または公益的施設が連担している区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域にある農地で、第2種農地と判断されます。協議会で担当地区委員さんからの説明を踏まえて、許可見込ありと考えられます。

2番の案件は、父の土地に分家住宅を建設する目的で転用するものでございます。農地区分は、街区に占める宅地の割合が40%を超える区域にある農地で、第3種農地と判断されます。協議会で担当地区委員さんからの説明を踏まえて、許可見込ありと考えられます。

3番の案件は、祖父の土地に分家住宅を建設する目的で転用するものでございます。農地区分は、知多半島道路・大府東海インターチェンジ出入口より概ね300m以内の区域にある農地で第3種農地と判断されます。協議会で担当地区委員さんからの説明を踏まえて、許可見込ありと考えられます。

協議会で担当地区委員さんからの説明を踏まえて、許可見込ありと考えられます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議願います。

(深谷勝義 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見等はありませんか。

(質問、意見なし)

(深谷勝義 議長)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思っております。1番の案件について、はい、相羽委員どうぞ。

(相羽誠二 委員)

1番の申請地の農地区分は、第2種農地ですが、雨水はこれまでどおり既設排水路へ排水されるため、影響はないと考えられますので、特に問題ありません。

(深谷勝義 議長)

そのほかには、ご意見などございませんか。

(質問、意見なし)

(深谷勝義 議長)

続いて、2番の案件について、はい、竹内委員どうぞ。

(竹内敬三 委員)

2番の申請地の農地区分は、第3種農地ですが、雨水は既設排水路に排水

し、排水は合併処理浄化槽を經由し既設排水路へ排水されるため、隣接地への影響はないと考えられますので、特に問題ありません。

(深谷勝義議長)

そのほかには、ご意見などございますか。

(質問、意見なし)

(深谷勝義 議長)

続いて、3番の案件について、はい、浅田 委員どうぞ。

(浅田勲 委員)

3番の申請地の農地区分は、第3種農地ですが、雨水は、敷地内の集水桝を經由し、排水は、合併処理浄化槽を經由してそれぞれ東側道路側溝へ排水されるため、隣接農地への影響はないと考えられますので、特に問題ありません。

(深谷勝義 議長)

そのほかには、ご意見などございますか。

(質問、意見なし)

(深谷勝義 議長)

特に意見はないようですので、議案第1号を採決します。本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(深谷勝義 議長)

全員賛成ですので、議案第1号は、委員会の「意見なし」で愛知県知事に送付することに決定いたします。

次に、議案第2号『農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定について(利用権設定)』18件を上程します。事務局より説明をお願いします。

(伴則幸 事務局長)

議案第2号『農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定について(利用権設定)』であります。農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されております。議案書8ページから12ページの計18件です。

新規は、11件で市内の方が1名、市外の方が4名です。このうち7件は、公益財団法人愛知県農業振興基金の中間保有により、借手に利用権設定を行うものです。いずれの借手も農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。以上で説明を終わります。よろしくご審議願います。

(深谷勝義 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(深谷勝義 議長)

特に意見はないようですので、議案第2号を採決します。原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(深谷勝義 議長)

全員賛成ですので、議案第4号原案のとおり承認することに決定します。

これで、全案件の審議が終了いたしました。以上を持ちまして第668回総会を閉会します。